

令和2年12月1日

新型コロナウイルス感染症の影響により借入金の返済が困難となった個人のお客様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人のお客様（個人事業主を含む）は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用が可能となる場合があります。返済が困難であるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを活用し、一定の要件のもと、住宅ローンなどの債務の免除を受けることができます。また、従来の支援スキームに加え、民事再生法の住宅資金特別条項と同様の支援スキーム（※）の導入により、住宅を手放すことなく生活や事業の再建ができます。

※ 住宅資金特別条項による支援スキーム

住宅資金貸付債権（住宅ローン）については、従来どおり又はリスケジュールして弁済を継続することにより、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務整理をすることができるしくみ。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（一般社団法人自然災害被害者債務整理ガイドライン運営機関：<http://www.dgl.or.jp/>）

○ご相談の受付

本店営業部、各支店の相談窓口（[営業時間はこちら](#)）

融資管理本部 債権管理部（電話 0823-25-8823 平日 9：00～17：00）